

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日の翌
日)

目 次

- ◇ 告 示 青少年育成意識調査要領 (青少年女性課)
 保険医療機関等の指定 (保険課)
 保険薬剤師の登録 ()
 県営土地改良事業計画の変更 (三件) (農村整備課)
- ◇ 選管告示 個人演説会等を開催することができる施設の指定

告 示

鳥取県告示第七百四十五号
 鳥取県統計調査条例 (昭和二十五年三月鳥取県条例第七号) に基づき、青少年育成意識調査を次の要領により行うので、同条例第二条の規定により告示する。

平成七年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 調査の目的

この調査は、青少年及び成人の意識及び行動の実態を明らかにし、今後の青少年育成対策の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査項目

この調査は、次の項目に関する意識及び行動の実態を調査する。

- (一) 興味、関心事、悩みについて
- (二) 友人関係について
- (三) 家庭生活、しつけについて
- (四) 地域とのかかわりについて
- (五) 行動、遊び、少年非行について
- (六) 学校生活、教育について
- (七) 青少年の役割について

三 調査対象

この調査は、次の表に掲げる学校に在学する生徒並びに同表に掲げる市町村に居住する青年 (年齢満十八歳から満二十五歳までの者をいう。以下同じ。) 及び成人 (年齢満二十六歳以上の者をいう。以下同じ。) から無作為に抽出された男女三、〇〇〇人 (中学生及び高校生各六〇〇人、青年及び成人各九〇〇人) を対象とする。

区分	調査対象学校及び市町村	摘 要
中学生	鳥取市立東中学校、同北中学校、同湖東中学校、米子市立福米中学校、同湊山中学校、同加茂中学校、倉吉市立西中学校、境港市立第一中学校、福部村立福部中学校、八東町立八東中学校、鹿野町立鹿野中学校、東郷町立東郷中学校、東伯町立東伯中学校、名和町立名和中学校、溝口町立溝口中学校	各学校とも二年生
高校生	鳥取県立鳥取西高等学校、同鳥取農業高等学校、同八頭高等学校、同青谷高等学校、同倉吉東高等学校、同倉吉産業高等学校、同倉吉工業高等学校、同赤碕高等学校、同米子西高等学校、同米子高等学校、同境港工業高等学校、同根雨高等学校、鳥取城北高等学校、倉吉北高等学校、米子北高等学校	各学校とも二年生

青年及び成人 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、福部村、八東町、用瀬町、鹿野町、東郷町、関金町、東伯町、西伯町、日吉津村、溝口町

四 調査方法

(一) 中学生及び高校生 知事が別に定める調査票に被調査者が記入する方法により行う。

(二) 青年及び成人 調査該当市町村の長の推薦を受けて知事が委嘱した調査員が、知事が別に定める調査票を配布し、後日収集する方法により行う。

五 調査期間

平成七年十二月一日から同月十四日まで

六 調査結果の公表

この調査の結果は、結果報告書を作成して公表するものとする。

鳥取県告示第七百四十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
船木歯科クリニック	東伯郡赤碓町大字赤碓一〇八七	平成七年十一月十六日

本田内科医院	米子市昭和町七一	平成七年十一月十八日
縄田医院	鳥取市元町四三三	平成七年十一月二十四日
西尾医院	鳥取市富安二丁目五二二	〃
有限会社常田薬局	鳥取市西町二丁目一〇二一一	平成七年十一月一日
小林薬局マロニエ店	倉吉市昭和町一―二五一一	〃
延寿堂漢方薬局	米子市富士見町二丁目一一五	平成七年十一月十五日
ひまわり薬局	東伯郡大栄町大字瀬戸六四―八	〃

鳥取県告示第七百四十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
富士元 公保	鳥薬第九五六号	平成七年十一月六日

鳥取県告示第七百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、

県営土地改良事業（県営湛水防除事業海川地区農業用排水）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年十一月二十七日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所及び日吉津村役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第七百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業大原千町地区農業用排水及び客土）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年十一月二十七日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第七百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業大山南部地区区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年十一月二十七日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に規定する個人演説会等を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成七年十一月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

施設の名 称	所 在 地
大山町老人福祉センター	西伯郡大山町末長二六九一

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円（送料を含む）】